

<ご案内>

亡くなられた方の情報開示申出に係る開示文書の受取について

亡くなられた方の情報開示（死者の情報開示）の実施方法として「写しの交付」をご希望される場合、①区役所窓口での受取②郵送での受取のいずれかとなります。

※ ②の場合は①と比べて、費用と時間がかかりますのでご了承ください。

情報不存在のほか、法令の規定等により開示できない情報（第三者の個人情報など）については、開示に応じられない場合もございますのでご了承ください。

①【区役所窓口での受取】

- (1) 死者の情報を開示できる場合は、区が「情報開示回答書」を申出者様の指定するご住所宛てに普通郵便で送付します（郵送料は区負担）。
- (2) 「情報開示回答書」の受領後、下記ア～ウをお持ちのうえ、申出者様ご本人が「情報開示回答書」に記載された「開示の場所」（台東区役所）にお越しください。
ア及びイの確認及びウの受領後、開示文書を交付します。
ア 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等の公的証明書）
イ 「情報開示回答書」原本
ウ 写しの作成費用（コピー代等） 金額は（1）の郵送の際に、お知らせします。

②【郵送での受取】

- (1) 死者の情報を開示できる場合は、区が「情報開示回答書」を申出者様の指定するご住所宛てに普通郵便で送付します（郵送料は区負担）。
- (2) 「情報開示回答書」の受領後、写しの作成費用（コピー代等）及び切手（郵送代）を「情報開示回答書」に記載された担当までご送付ください。金額及び送付方法は（1）の郵送の際に、お知らせします。
- (3) 区が写しの作成費用及び切手を受領後、本人確認書類に記載の住所と同一の住所宛に開示文書と領収書を本人限定受取（特例型）郵便にてお送りいたします（個人情報保護の観点から、原則として本人限定受取（特例型）郵便にて送付させていただきます。）。なお、本人限定受取（特例型）郵便の郵送料（860円～）はお客様負担となります。
- (4) 郵便局から本人限定受取（特例型）に関する通知が届きましたら、郵便局窓口又は（3）の住所にて開示文書をお受け取りください。なお、受取時には本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）が必要になります。本人確認書類に記載の住所と郵送先が異なる場合は受け取れない可能性があるため、事前にご相談ください。